

業界団体等における夏期節電対策に係る独占禁止法上の考え方

平成23年4月
公正取引委員会

- この夏に向けて一層の節電が求められているところ、消費者や企業の生産・操業に極力支障の出ないようにするため、業界団体や企業間での電力ピークカットの取組が行われることが想定されます。
- 政府により示されたピーク時の電力の削減目標を達成するために、業界団体が以下のような取組を行うことは独占禁止法上問題となりません（※）。
- ただし、それらの取組に関し、参加や遵守を強制したり、また、差別的なものであったりする場合は、独占禁止法上問題となりますので、注意が必要です。
- 電力のピークカットに便乗して、業界団体や複数の事業者が価格や供給量等について制限するような場合は、独占禁止法上問題となりますので、その点にも注意が必要です。

※ 業界団体のみならず、同業者間での取組についても、同様です。

※ 商店街など地域単位での取組や、個別の企業内の複数の事業所間での取組は、独占禁止法の問題とはなりません。

<相談窓口>

公正取引委員会事務総局取引部 相談指導室

夏期節電対策相談ダイヤル

03-3581-5757

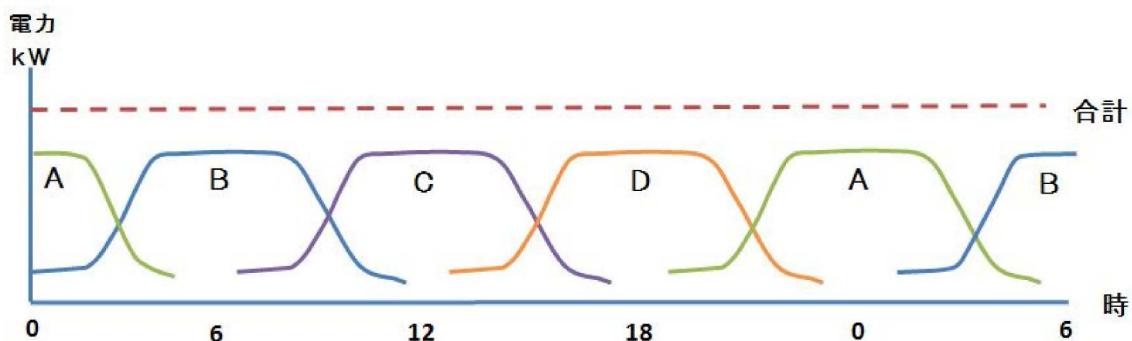
<例1>

業界団体が、政府から示された削減目標を達成するよう、会員企業に要請すること。



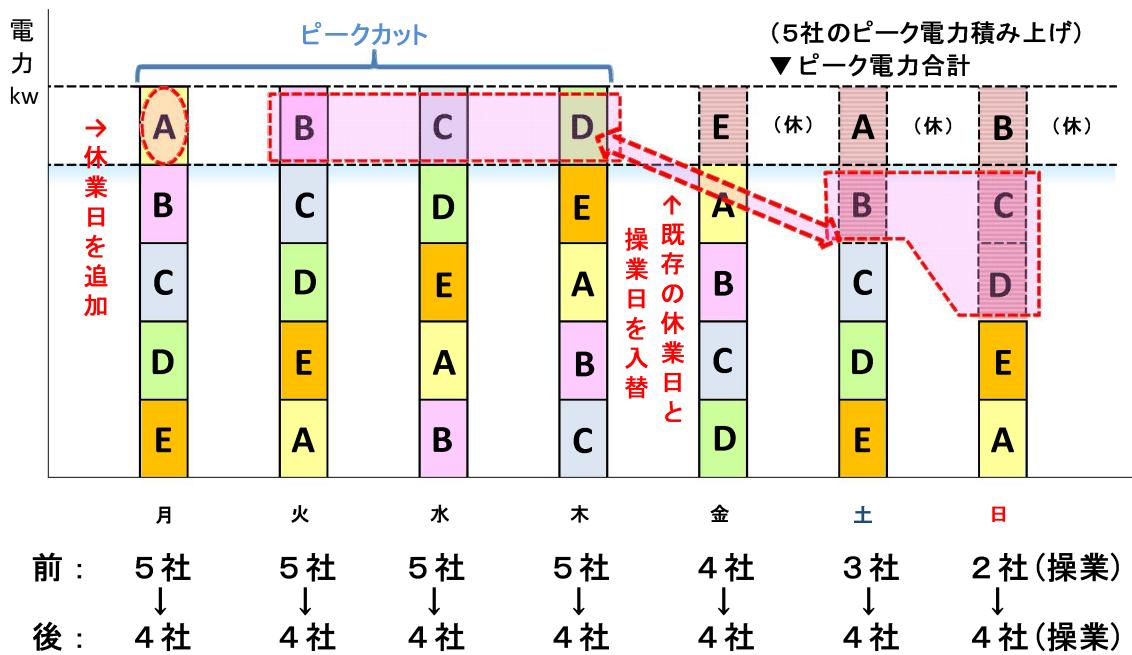
<例2>

業界団体が、いずれも昼間に操業していた会員企業をいくつかのグループに分けて、各グループの操業時間帯をずらして、ピークカットを行うこと。



<例3>

業界団体が、業界全体として平日の操業時間帯における削減目標を達成できるよう、各社の休業日の日程調整を行うこと。



A: 土休業 → 月休業・土休業 (+1)	D: 日休業 → 木休業・日操業 (±0)
B: 土休業 → 火休業・土操業 (±0)	E: 金休業 → 金休業(変更なし) (±0)
C: 日休業 → 水休業・日操業 (±0)	

() : 休業日の増減

<例4>

業界団体が、業界全体で電力使用のピークを抑えるために、休業日・休業時間をずらす調整をする際の時間・期間の単位（1時間、半日（例：9時～15時・15時～21時）、1日、1週間等）を示すこと。



<例5>

業界団体が、各種省エネ設備の自発的な導入を会員企業に促すこと。

<例6>

業界団体が、照明の照度やアナウンス等の音量、冷房の温度、空調時の換気量調整について申し合わせること。また、それらの取組に関するベストプラクティス（例：窓際での消灯励行、クールビズの徹底）を業界団体において取りまとめること。



<例7>

顧客利便のために、各社の休業日・営業時間の変更について業界団体のウェブサイトで公表するなど、業界内での各社の取組内容について収集した情報を業界団体が公表すること。

